

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成25年5月9日(2013.5.9)

【公開番号】特開2011-14889(P2011-14889A)

【公開日】平成23年1月20日(2011.1.20)

【年通号数】公開・登録公報2011-003

【出願番号】特願2010-124666(P2010-124666)

【国際特許分類】

H 01 L 31/04 (2006.01)

【F I】

H 01 L 31/04 W

H 01 L 31/04 Y

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月21日(2013.3.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の光電変換セルが設けられた第1の基板と、

第2の光電変換セルが設けられた第2の基板と、

前記第1の基板と前記第2の基板を、前記第1の光電変換セルと前記第2の光電変換セルとを内向させて固着する構造体とを有し、

前記構造体は、繊維体に有機樹脂を含浸させたものであることを特徴とする光電変換装置。

【請求項2】

請求項1において、

前記第1の光電変換セルは、前記第1の基板側から、透明電極、光電変換層、透明電極がこの順で積層され、

第2の光電変換セルは、前記構造体側から、透明電極、光電変換層、金属電極がこの順で積層されていることを特徴とする光電変換装置。

【請求項3】

請求項2において、

前記第1の光電変換セル及び前記第2の光電変換セルの前記光電変換層は、pn接合又はpin接合を含むことを特徴とする光電変換装置。

【請求項4】

請求項1乃至請求項3のいずれか一項において、

前記繊維体は、糸束内に高熱伝導性フィラーが分散されていることを特徴とする光電変換装置。

【請求項5】

第1の基板上に第1の光電変換セルを、第2の基板上に第2の光電変換セルをそれぞれ形成し、

前記第1の光電変換セル上に繊維体を設け、前記繊維体に有機樹脂を含浸させて未硬化の有機樹脂層を形成し、

前記第2の光電変換セルが前記第1の光電変換セルと対向するように前記第2の基板を前記未硬化の有機樹脂に重ね合わせ、

前記未硬化の有機樹脂及び前記導電性ペーストを硬化させることを特徴とする光電変換装置の作製方法。

【請求項 6】

請求項 5において、

前記第 1 の光電変換セルは、前記第 1 の基板側から、透明電極、光電変換層、透明電極の順で形成し、

前記第 2 の光電変換セルは、前記第 2 の基板側から、金属電極、光電変換層、透明電極の順で形成することを特徴とする光電変換装置の作製方法。